

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム定款

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

平成 25 年 03 月 15 日 改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、神奈川県相模原市と東京都町田市を生活圏とする地域の大学、NPO、企業、行政など様々な主体が連携し、それぞれの特性を活かした協働を通じて、教育学習、人材育成及び地域発展に関する事業を行い、魅力あふれる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多彩な学びの場を市民に提供する事業（教育学習事業）
- (2) まちづくりの担い手を育成する事業（人材育成事業）
- (3) 新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する事業（地域発展事業）
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

(収益事業等)

第 4 条の 2 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の収益事業及びその他の事業（相互扶助等事業）を行う。

- (1) 前条第 1 項各号に関わる施設等の管理運営事業（収益事業）
- (2) その他の事業（相互扶助等事業）

(公告)

第 5 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は

団体

- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(正会員等の資格の取得)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる審査基準を基に理事会において決定し、これを本人に通知するものとする。

- (1) 神奈川県相模原市及び東京都町田市を中心とする広域地域において活動するものであること。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (3) 過去に本協会の会員であった者で、本協会の会員の資格を喪失してから1年以上経過していること。
- (4) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費等に関する規則に定める入会金及び賛助会費を支払わなければならない。

3 正会員及び賛助会員の入会金及び会費についてはその2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事（会長）が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事（会長）に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事（会長）は、社員総会の日前の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第4章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を会長とし、2人以内を副会長とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、会長以外の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事である会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事（会長）は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたとき、理事会があらかじめ決定した順序によって、会長の業務の執行に関わる職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 5 代表理事（会長）及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

(名誉会長及び顧問)

第31条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び顧問2人以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

4 名誉会長及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事である会長、副会長、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事（会長）が招集する。

2 代表理事（会長）が欠けたとき又は代表理事（会長）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事(会長)及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事(会長)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事(会長)が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、

社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第45条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 基金

(基金の抛却)

第46条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第47条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金抛却者の権利)

第48条 抛却された基金は、基金の抛却者と合意した期日まで返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその抛却者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の

決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、代表理事（会長）が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、代表理事（会長）が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事（会長）が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 補 則

(委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。
 神奈川県相模原市東林間 7 丁目 3 番 2 号 石川 幸二
 東京都世田谷区大蔵 3 丁目 5 番 2 8 - 2 0 6 号 瓜生 ふみ子
 神奈川県鎌倉市山ノ内 1 9 7 番地 6 1 谷崎 昭男
- 3 この法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

| | | |
|------|----------------------------------|--------|
| 理事 | 東京都江戸川区船堀 1 丁目 6 番 3 - 5 0 2 号 | 伊藤 晃 |
| 理事 | 東京都世田谷区大蔵 3 丁目 5 番 2 8 - 2 0 6 号 | 瓜生 ふみ子 |
| 理事 | 東京都調布市国領町 7 丁目 2 4 番 2 号 | 島川 聖一郎 |
| 理事 | 神奈川県鎌倉市山ノ内 1 9 7 番地 6 1 | 谷崎 昭男 |
| 理事 | 神奈川県秦野市南矢名 5 0 0 番地の 1 | 古矢 鉄矢 |
| 理事 | 神奈川県横浜市青葉区奈良町 2, 8 2 4 番地 1 | 山本 満 |
| 理事 | 神奈川県秦野市南が丘 5 丁目 3 番 5 4 号 | 幸野 育男 |
| 代表理事 | 神奈川県鎌倉市山ノ内 1 9 7 番地 6 1 | 谷崎 昭男 |

(2) 設立時監事

神奈川県横浜市金沢区富岡西6丁目42番10号 裏木 新

- 4 この法人の設立初年度の事業計画書及び収支予算書は、第43条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムを設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

平成22年3月18日

設立時社員 石川 幸二

設立時社員 瓜生 ふみ子

設立時社員 谷崎 昭男

附則

この定款は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この定款は、平成25年3月15日から施行する。